



Tax in Motion 日本語版

新投資奨励フレームワーク  
New Incentive Framework

Issue 3-2026 | 30 January 2026



# 新投資奨励フレームワーク (NIF)

新投資奨励フレームワーク(New Investment Framework, "NIF")は、マレーシアの投資奨励制度を大きく変革するものとして期待されています。投資推奨製品リストにしたがって優遇措置を付与する従来の1986年投資促進法のもとのアプローチに代わり、企業の成果に基づきティアごとに異なるメリットを提供するアプローチを採用しています。

既にマレーシア政府の国家投資展望(National Investment Aspiration, "NIA")や新産業マスタープラン(NIMP)2030で示されていた計画が、NIFの導入によって、測定可能な形で戦略的に経済的成果を創出していくことが期待されます。

NIFは以下の2つのフェーズで導入されます。

- 2026年3月1日：製造セクター
- 2026年第2四半期：サービスセクター

NIFに基づく優遇措置は、1967年所得税法を根拠法として付与されます。これにより、1986年投資促進法に基づく優遇税制の申請は2026年2月28日にて終了し、同法は既存の承認済優遇措置の運用のために残存することになります。

NIFに基づく製造業に対する優遇税制のガイドラインとFAQが公開されています([miti.gov.my/NIF](https://miti.gov.my/NIF))。主な要点を、本記事でまとめました。



価値の  
高い投資



持続可能  
で健全な  
経済成長

## 主要条件\*

- ✓ 従業員一人あたりの資本投資額
- ✓ IR 4.0による自動化の採用
- ✓ ESGの実践
- ✓ 80%以上のマレーシア人労働者


\* セクターごとに条件は異なります。詳細は12ページをご覧ください。

## 国家投資展望 (NIA)

- 1 経済複雑性の向上
- 2 高価値の雇用機会の創出
- 3 国内の連携の拡大
- 4 新旧の産業クラスターの開発
- 5 包摂性の向上
- 6 ESGの実践の強化

# 成果ベースのアプローチへの転換 – 概要

NIFのもとでは、製品ベースのアプローチから成果ベースのアプローチに移行します。企業は、特別税率とITAのいずれかを選択適用することができ、いずれの場合も各種条件の充足に基づきティアごとに異なるベネフィットが提供されます。以下はその概要です。

特別税率	or	投資税額控除(ITA)	条件 
ティア1 5% 5年間		100% 法定所得の 100%まで控除 5年まで	最低条件と追加条件を達成
ティア2 10% 5年間		60% 法定所得の 70%まで控除 5年まで	最低条件のみ達成

優遇期間中に企業が上げた成果は、NIAが定める6つのスコアカードの指標に基づき評価され、優遇措置条件の充足が判定されます。

# 製造セクターに対するインセンティブ

製造セクターの新規投資に対する優遇措置は、投資奨励新フレームワークの優遇税制ガイドラインより、以下の通りとなります。

特別税率*	or	投資税額控除(ITA)	投資の種類
0% - 10% 最長15年		100% 最長15年 法定所得の70%から100%まで控除	新規投資
0% - 15% 最長15年		100% 最長15年 法定所得の70%から100%まで控除	発展の遅い地域
3% - 12% 最長15年		100% 最長15年 法定所得の70%から100%まで控除	小規模企業



## 小規模企業

- 資本金RM500,000以下で、マレーシア資本が60%以上の会社（資本金RM500,000超の法人に直接・間接に20%以上保有され場合は不可）

または

- 資本金RM500,000超RM2,500,000以下で、マレーシア資本が100%の会社（資本金RM2,500,000超の法人に直接・間接に20%以上保有される場合は不可）

\*損失が生じた場合、損失は7年間繰り越され、優遇期間後に生じた所得から控除できます。

# NIAスコアカード評価 – 製造セクター

## 1

### 経済複雑性の向上

- ハーバード大学グロスラボの経済複雑性アトラスに基づく製品複雑性(指数)
- 研究開発(新規性や技術的リスクを伴うもの)の費用が売上に占める割合
- 現代技術の活用レベル
- 4IR技術の採用

詳細は14～18ページに記載されています。

## 2

### 高価値の雇用機会の創出

- ディプロマ・大学の学位・その他の技能資格を持つ高技能労働者の割合
- 労働者の年間給与の中央値
- 月給RM10,000以上の労働者の割合(手当や残業代を除く)
- 管理職、技術職、監督職に就くマレーシア人労働者の割合

詳細は14～18ページに記載されています。

# NIAスコアカード評価 – 製造セクター

## 3

### 国内の連携の拡大

- 現地調達 of 原材料・部品の割合
- 総給与に対するトレーニング費用の割合
- 国内の学术界や産業界との協力 (例:教育、研究開発、研究開発成果の商業化、スタッフの専門能力開発、技術移転/大学インキュベーター)
- ベンダー開発プログラムに関わるベンダー数
- キャッシュプーリングや財務管理活動のための域内またはグローバルの財務・金融センターをマレーシアに設置

詳細は14～18ページに記載されています。

## 4

### 新旧の産業クラスターの開発

- 製品の特許を取得済みまたは申請中
- NIAのターゲットまたはNIMP2030のコアセクター内の製品を扱う
- 公立または私立の高等教育機関や公的研究機関の研究開発成果の商業化

詳細は14～18ページに記載されています。

# NIAスコアカード評価 – 製造セクター

## 5

### 包摂性の向上

- インターンシップや見習いプログラムの実施、または、職務経験3年未満の卒業生の雇用
- トップマネジメントにおける女性の割合
- 社会的に脆弱な層 (例: 高齢者、障害者、元受刑者、元薬物依存者) に該当する従業員の割合
- マレーシア人労働者の割合

詳細は14～18ページに記載されています。

## 6

### ESGの実践の強化

- 持続可能な実践 (例: 再生可能素材/包装、リサイクル素材の採用、循環型経済の導入)
- 持続可能な廃棄物管理 (例: 廃水処理、廃棄物最小化)
- 持続可能な水の消費 (例: 水の消費削減のための高効率プロセス)
- 持続可能なエネルギー消費 (例: 残留廃棄物や太陽光パネルからの再生可能エネルギー)

詳細は14～18ページに記載されています。

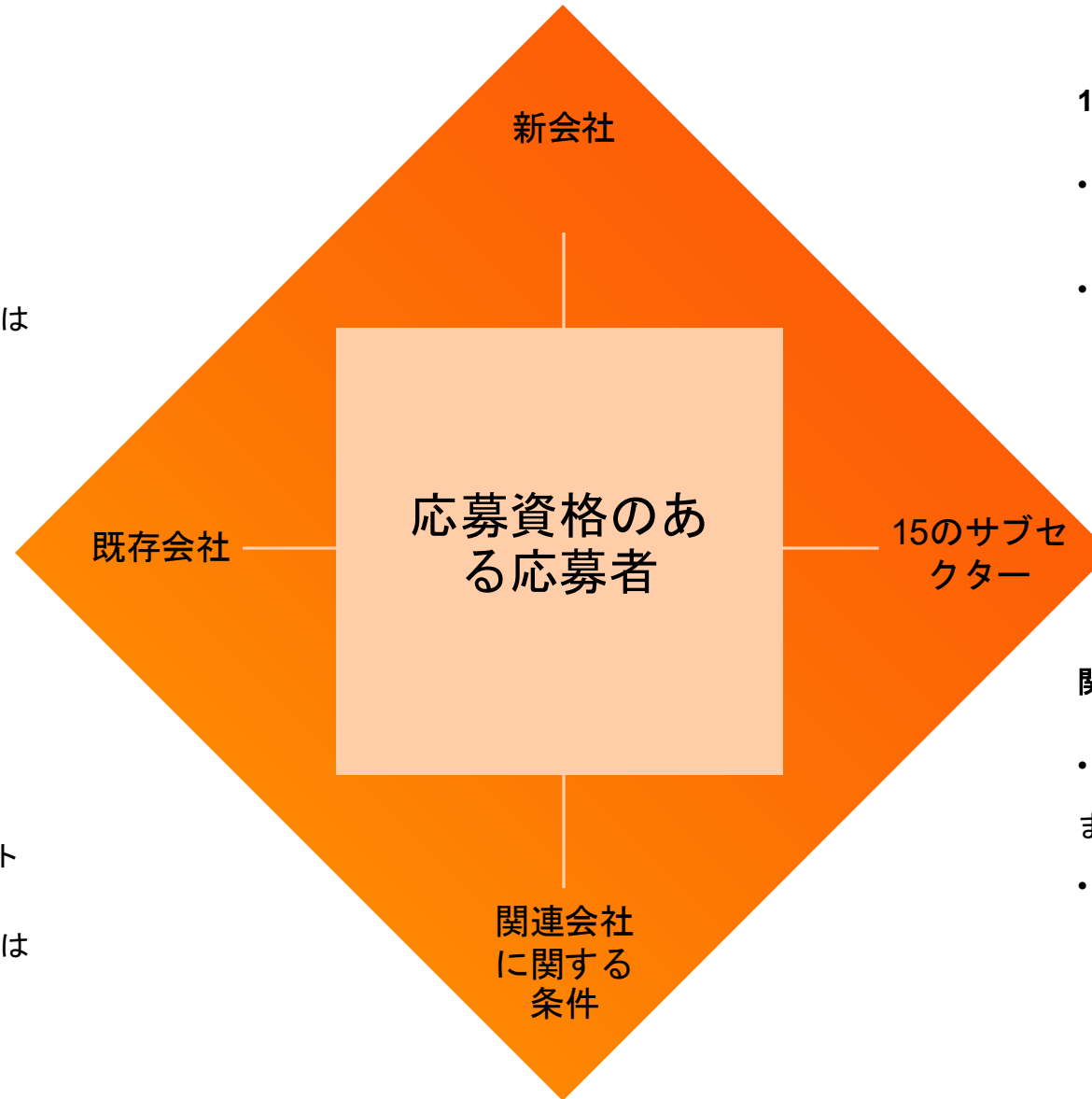
# 製造セクターで優遇措置を申請できる会社

## 新会社

- マレーシア居住者である会社
- 設立直後または事業開始前
- 優遇期間を通して製造ライセンス保持
- 関連会社に関する条件を満たす
- 製造セクター共通の条件を満たす(詳細は12ページ参照)

## 既存の会社

- マレーシア居住者である会社
- マレーシアで事業継続中
- 優遇期間を通して製造ライセンス保持
- 既存プロジェクトと異なるプロジェクトで優遇措置を申請
- 製造セクター共通の条件を満たす(詳細は12ページ参照)



## 15のサブセクター

- 次頁の15のサブセクターのいずれかの製造事業に従事
- バイオテクノロジー製品またはリサイクル製品を製造する企業は、15のサブセクターのいずれかで申請可能

## 関連会社に関する条件

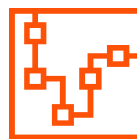
- 申請時点でマレーシアに関連会社がない  
または
- マレーシアに関連会社があるが、異なるプロジェクトに従事している

# 優遇対象となるNIMP 2030のサブセクター

## 15のサブセクター



航空宇宙



電気・電子工学\*



木材、紙\*、家具



化学品・化学製品\*



製薬\*



ゴム製品\*



自動車



医療機器



希少鉱物製品\*



機械・設備



金属\*



石油製品\*・  
石油化学製品



食品生産と加工\*



オレオケミカル  
とその加工品



繊維、衣料・靴

\*一部、対象外の事業・製品あり。13ページを参照

出典:NIMP 2030

# グローバルミニマム課税やその他のインセンティブとの関係

## グローバルミニマム課税 (GMT)

GMTの規則では、GMT対象の多国籍企業のマレーシアにおける実効税率が15%未満となる場合、実効税率と15%の差分についてトップアップ税が課せられます。

GMT対象となる企業は、優遇措置の申請にあたって、将来の利益や資本的支出の予測を踏まえ、適切な優遇措置を選択すべきです。

OECDは、実質的活動に基づく優遇税制のセーフハーバーであるサイド・バイ・サイド・パッケージを発表しています。これにより、実質的活動と紐づく適格優遇税制がGMT計算上の「対象租税(covered tax)」への加算対象となり、実効税率低下を緩和できるようになる可能性があります。

\*GMTは、過去4会計年度のうち2会計年度以上で連結総売上が年7億5,000万ユーロ以上である多国籍企業グループに適用されます。

## 他の優遇税制との関係

既存の優遇税制	NIFとの関係（同時適用が可能かどうかなど）
再投資控除	同時利用不可
1986年投資促進法の優遇措置	2026年2月28日以降、新規申請不可 承認済みの優遇税制は引き続き利用可能
1986年投資促進法以外の優遇税制 (ジョホール・シンガポール経済特区、デジタルエコシステム促進スキーム、グローバルサービスハブ、など)	申請期間終了まで、申請可能
承認済みの優遇税制	継続
申請中の優遇税制	適用開始前であれば、NIFに切り替え可能 この場合、新たに申請書を提出する必要
既存の優遇税制を利用中の会社	既存事業と異なる新プロジェクトであれば、NIFの申請も可能

# 申請と承認後のモニタリング

1

## 事前相談と申請

申請にあたっては、マレーシア投資開発庁(MIDA)に事前相談することが推奨されます。予定する新規投資プロジェクトがNIFの条件に合致しているかを確認できます。

2

## MIDAのオンラインプラットフォームから申請書を提出

申請対象となる製品/事業のオペレーションを開始する前に申請を提出する必要があります。

3

## NIAスコアカードに基づきプロジェクトを評価

MIDAは、NIAスコアカードを用いて申請プロジェクトの国への貢献度を評価し、優遇措置のティアを決めます。

4

## 承認レターと条件の発行

MIDAは、承認された優遇税制の内容、ティア、最低条件および追加条件を記載した承認レターを発行します。会社は、優遇措置の期間中、当該条件を満たす必要があります。

5

## コンプライアンスとモニタリング

会社は、承認レターで定められた条件を毎年遵守しなければなりません。優遇期間中は、年次コンプライアンス報告書を毎年提出する必要があります。

# Appendix I: 製造セクターで投資を行う新会社または既存企業

[ガイドラインから抜粋]

製造活動を行う企業は、以下の一般要件およびセクター別要件を満たす必要があります(該当する場合)。

一般要件	製造ライセンスの保有 (注) ICの設計・検査事業の場合、製造ライセンスなしで優遇税制の申請が可能です。資本金RM2.5百万未満かつ常勤従業員75人未満の会社は、製造ライセンス免除の確認書(ICA 10 letter)の保有が必要になります。	優遇措置の申請時に製造ライセンスを申請または所持しており、かつインセンティブ期間を通して製造ライセンスは有効でなければなりません。
セクター特有の 主な要件 (申請 時に充足が必 要)	従業員一人あたりの資本投資額(CIPE)がRM140,000以上 (注) CIPEは、資本投資額(土地・建物に対する10年間の賃料を含む固定資産投資)を、常勤従業員総数で割って算出されます。	RM140,000のCIPEの条件は、以下のサブセクターに適用されます。 <ul style="list-style-type: none"><li>石油化学製品</li><li>オレオケミカルおよびその加工品</li><li>食品生産・加工</li><li>木材、紙、家具</li><li>繊維、衣料品、靴</li><li>希少鉱物製品</li><li>ゴム製品</li><li>金属</li></ul>
	製造プロセスにおける自動化/IR4.0またはスマートアプリケーション・システムの導入	自動化/IR4.0またはスマートアプリケーション・システムの条件は、以下のサブセクターに適用されます。 <ul style="list-style-type: none"><li>石油化学製品</li><li>食品生産・加工</li><li>オレオケミカルおよびその加工品</li><li>木材、紙、家具</li><li>繊維、衣料品、靴</li><li>ゴム製品</li><li>金属</li></ul>
	サステナブルな活動の実践	廃棄物管理、持続可能な原材料・水・エネルギー消費に関する持続可能な実践の条件は、以下のサブセクターに適用されます。 <ul style="list-style-type: none"><li>石油化学製品</li><li>オレオケミカルおよびその加工品</li><li>木材、紙、家具</li><li>繊維、衣料品、靴</li><li>希少鉱物製品</li><li>ゴム製品</li><li>金属</li></ul>
	マレーシア人労働者の雇用	労働力全体のうち80%以上がマレーシア人労働者の条件は、以下のサブセクターに適用されます。 <ul style="list-style-type: none"><li>木材、紙、家具</li><li>繊維、衣料品、靴</li><li>希少鉱物製品</li><li>ゴム製品</li><li>金属</li></ul>
設計・開発費用が、年間総売上の1%以上	この条件は、木材、家具のサブセクターに適用されます。	

# Appendix I: 製造セクターで投資を行う新会社または既存企業

[前頁の「セクター特有の主な要件」のまとめ]

サブセクター	製造 ライセンス	従業員一人あたりの 資本投資(CIPE) が RM140,000 以上	製造プロセスにおける自動化 /IR4.0またはスマートアプリケー ション・システムの導入	廃棄物管理、持続可能な原材料、 水・エネルギー消費に関する持続 可能な実践	労働力全体のうち 80%以上がマレーシ ア人労働者	設計・開発費用が 年間総売上の 1%以上
航空宇宙	√					
化学品・化学製品	√					
自動車	√					
機械・設備	√					
食品生産・加工	√	√	√			
電気・電子工学	√					
製薬	√					
医療機器	√					
金属	√	√	√	√	√	
オレオケミカルおよびその加工 品	√	√	√	√		
木材・紙・家具	√	√	√	√	√	√ (木材・家具)
ゴム製品	√	√	√	√	√	
希少鉱物製品	√	√		√	√	
石油製品・石油化学製品	√	√ (石油化学製品)	√ (石油化学製品)	√ (石油化学製品)		
繊維・衣料品・靴	√	√	√	√	√	

# Appendix I: 製造セクターで投資を行う新会社または既存企業

[ガイドラインから抜粋]

**適用対象外の事業:** 以下の製品・事業は優遇措置の対象から除外されます。

製品・事業の種類	サブセクター
1. 原料の混合や配合	化学品、化学製品
2. 容器への充填・仕上げ	医薬品
3. 手袋製品、乗用車用タイヤ	ゴム製品
4. 鉱業および採石業における上流事業（資源の採取）	希少鉱物製品
5. セキュリティ用紙以外の紙に係る事業（廃棄紙の原材料輸入も不可）	紙
6. 以下を除く石油製品 ・ ジョホール州の精製・石油化学統合開発プロジェクト(RAPID)複合施設における石油製品の生産 ・ 石油化学製品の生産を含む統合プロジェクト	石油製品
7. 酒類とアルコール飲料	食品生産・加工
8. 電子タバコ、ベイプ製品	電気・電子
9. 武器、弾薬	金属

# Appendix II: 製造セクターに適用されるNIAスコアカード

[ガイドラインから抜粋]

大項目	指標	説明
1. 経済複雑性の向上	A. 製品の複雑性 (指数)	ハーバードグロースラボの『経済複雑性アトラス』を援用
	B. 研究開発費の売上に対する割合*	<ul style="list-style-type: none"><li>研究開発とは、材料、装置、生産物、製品を新たに生産または改良したり製造工程を改良するために、科学技術分野での新知の獲得や研究結果の活用を目的として、新規性や技術的リスクを伴う体系的、調査的、実験的研究を行うことを指します。以下は、研究開発には含まれません。<ul style="list-style-type: none"><li>a) 材料、装置、製品の品質管理または日常的な検査</li><li>b) 社会科学や人文科学の研究</li><li>c) 日常的なデータ収集</li><li>d) 効率調査や経営に関する調査</li><li>e) 市場調査や販売促進</li><li>f) 材料、装置、製品、プロセス、製造方法に係る日常的な修正や変更</li><li>g) 材料、装置、製品、プロセス、製造方法に係る外観の修正やスタイルの変更</li></ul></li><li>研究開発支出とは、1967年所得税法第34A条の規定に基づく支出を指し、以下が含まれます。<ul style="list-style-type: none"><li>a) 研究プロジェクトで使用される原材料</li><li>b) 技術サービス</li><li>c) 旅費交通費</li><li>d) 研究員の給与・手当</li><li>e) 研究施設や設備の維持費</li><li>f) 研究に使用される設備、機械、建物の賃借料</li></ul></li></ul>
	*売上とは、会社の総売上高を指します。	
	C. 技術レベル	技術レベルとは、以下のいずれを利用しているかを意味します。 <ul style="list-style-type: none"><li>完全に自動化された機械・設備</li><li>半自動の機械・設備</li><li>人手</li></ul>
D. インダストリー4の技術の導入	インダストリー4の技術の導入とは、ビッグデータ分析、クラウドコンピューティング、拡張現実、サイバーセキュリティ、人工知能、積層造形、システム統合、シミュレーション、モノのインターネット(IoT)、自律型ロボットおよび先端材料の活用を指します。	

## Appendix II: 製造セクターに適用されるNIAスコアカード

[ガイドラインから抜粋]

大項目	指標	補足説明
2. 高価値の雇用 機会の創出	A. ディプロマ・大学の学位・その他の技能資格を持つ高技能労働者の割合	
	B. 労働者の年間給与の中央値	会社の全従業員の給与の中央値
	C. 月給RM10,000以上の労働者の割合	手当および残業代を除いた給与がRM10,000以上である従業員が対象になります。
	D. 管理職、技術職、監督職に就くマレーシア人労働者の割合	
3. 国内の連携の 拡大	A. 年間の現地調達率	ここでの現地調達率は、製造工程で使用される原材料や部品のみを対象にしています。製造に用いられる機械・設備は対象外となります。
	B. 総給与に対するトレーニング費用割合	会社の全従業員の給与に対する会社としてのトレーニング費用の割合
	C. 国内の学术界および産業界との協力	<p>コラボレーションの種類:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 教育: 学术界と産業界の提携関係に基づく、カリキュラムの連携や人材の共有等の学習プログラムの支援（インターンシッププログラムは含まない）</li> <li>b) 研究開発: 高等教育機関・研究機関と産業界の協働での研究(協力研究センター(CRC)を含む)</li> <li>c) 商業化: 研究開発の成果の、市場性のある製品、サービス、ライセンス、商業的活用への転換</li> <li>d) スタッフ専門能力開発: 学者や産業界の専門家が従業員に対して生涯学習を提供</li> <li>e) 技術移転オフィス(TTO)、大学インキュベーター(UI): 大学と産業界間の知識交換と研究協力の促進</li> </ul>

## Appendix II: 製造セクターに適用されるNIAスコアカード

[ガイドラインから抜粋]

大項目	指標	補足説明
3. 国内の連携拡大 (続き)	D. ベンダー開発プログラムへの参加 (ベンダー数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内産業における格差の縮小のために、多国籍企業(MNC)および国内の大企業(LLC)が(アンカーとして)国内の取引先からの調達を拡大するとともに、国内事業者の事業機会の増大を奨励するプログラム</li> <li>ベンダー開発プログラムの活動には以下が含まれます。               <ol style="list-style-type: none"> <li>専門技能訓練や能力向上などの人材に関する活動 (国内ベンダーの認証のための工場監査を含む)</li> <li>製品の品質向上やイノベーションなどの製品開発に関連する活動</li> <li>技術協力や支援などの活動</li> </ol> </li> </ul>
	E. キャッシュプーリングや財務管理活動のための域内またはグローバルの財務・金融センターの設置	キャッシュプーリングや財務管理活動は、マレーシア国内の事業者を通じて行う必要があります。名目上または帳簿上のみのキャッシュプーリングや財務管理活動は認められません。国外の子会社や関連会社に対価を請求する場合、マレーシアに送金されなければなりません。
4. 新規・既存の産業クラスターの開発	A. 製品の特許を取得済みまたは申請中	マレーシア国内または国外で特許を開発・出願・登録
	B. 製品がNIAのターゲットセクターまたは新産業マスタープラン2030 (NIMP 2030) のコアセクターに含まれる	NIMP2030が定める15のサブセクターが対象と解される。
	C. 国内の研究機関による研究開発成果の商業化	公立・私立の高等教育機関や公的研究機関からの研究開発成果を商業化して製造活動を実施
5. 包摂性の向上	A. 就業機会の提供 (インターンシップや見習いプログラムの実施、職務経験3年未満の卒業生の雇用)	<u>インターンシッププログラム</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>マレーシア国内または国外の認定機関の全日制で学習中のマレーシア人</li> <li>修士号、学士号、ディプロマ、専門証明書、マレーシア技能証明書(SKM)レベル1からレベル3、技能ディプロマ(レベル4)、上級技能ディプロマ(レベル5)、またはTVETプログラムの同等資格の取得者</li> </ol>

## Appendix II: 製造セクターに適用されるNIAスコアカード

[ガイドラインから抜粋]

大項目	指標	補足説明
5. 包摂性の向上 (続き)	A. 就業機会の提供 (インターンシップや見習いプログラムの実施、職務経験3年未満の卒業生の雇用)	<p><u>見習いプログラム</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) マレーシア国内または国外の認定機関の全日制で学習中のマレーシア人</li> <li>2) 6か月から24か月の一定期間雇用し、訓練を行う</li> <li>3) 「見習い」の定義は、1955年雇用法の規定に従う</li> </ol> <p><u>新卒生</u></p> <p>大学の学位、ディプロマ、または技能証明書を持つ、フルタイムの実務経験が3年未満の卒業生。</p>
	B. トップマネジメントにおける女性の割合	組織のビジョンやミッションに対して大きく直接的な影響力とコミットメントを持つ意思決定ポジションに就く女性
	C. 社会的に脆弱な層に該当する従業員の割合	<p>社会的に脆弱な層とは、以下が該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a) マレーシア在住のマレーシア国民で、以下のいずれかに該当</li> <li>b) 60歳以上の高齢者</li> <li>c) 以下の障害者               <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 社会福祉局に書面で認定を受けている</li> <li>ii. 社会保障機関(SOCSO)により、就労可能と認定されている</li> </ol> </li> <li>d) 裁判所の有罪判決を受けた後に刑期を終えた元受刑者</li> <li>e) 1995年刑務所法で定義される仮釈放者</li> <li>f) 1955年刑務所法第47項第1項(b)(iii)に基づき、就労を指示された監察中の受刑者</li> <li>g) 元薬物依存者:               <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 1983年の薬物依存者(治療およびリハビリテーション)法に基づき治療およびリハビリを行った者</li> <li>ii. 1983年薬物依存者(治療およびリハビリテーション)法第6条第1項(b)または1952年危険薬物法第38B条第1項に基づく監督を受けた、または1983年薬物依存者(治療およびリハビリテーション)法第3条(b)に基づく監督下に置かれた、国家麻薬対策機関(MyAADKシステム)に登録された者</li> </ol> </li> </ol>

## Appendix II: 製造セクターに適用されるNIAスコアカード

[ガイドラインから抜粋]

大項目	指標	補足説明
5. 包摂性の向上	D. 労働者全体のうちマレーシア人労働者の割合	
6. ESGの実践の強化  参考資料: <a href="#">MGTC「製造業のグリーン実践」</a>	A. 持続可能な素材やサービスの利用	以下のいずれかを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品、包装、事務用品に再生可能かつ持続可能な素材を採用</li> <li>• 製品や包装にリサイクル素材を採用</li> <li>• 循環型経済の原則を採用し、それにより、廃棄物の抑制に加え、資源効率の向上や再利用・リサイクルの促進に資する製品やプロセス、システムを設計する</li> <li>• 持続可能なサプライチェーンの慣行を導入</li> </ul>
	B. 持続可能な廃棄物管理	以下のいずれかを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 排水の処理、排出、モニタリングを含む廃水管理計画の策定</li> <li>• 廃棄物最小化プログラムの実施</li> <li>• 環境への影響削減に資する革新的な廃棄物処理技術に投資</li> </ul>
	C. 持続可能な水の消費	以下のいずれかを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 代替水源の利用（既存の水源を補うか代替）</li> <li>• 水の消費量削減に資する節水設備やプロセスを導入</li> </ul>
	D. 持続可能なエネルギー消費	以下のいずれかを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 調達部品選別、省電力モード、断熱材によってエネルギー消費を最小限に抑制</li> <li>• プロセス残渣(廃棄物、廃熱、固形廃棄物)や補助的施設(太陽光、風力、または同等のもの)から得られる再生可能エネルギーの利用</li> <li>• 廃棄物発電技術の適用</li> <li>• 電力消費削減のための太陽光パネルの設置</li> </ul>

# PwCマレーシア 日系企業担当者

**杉山 雄一 ・ Yuichi Sugiyama**  
全体統括、会計監査など)  
Partner  
yuichi.sugiyama@pwc.com

**佐藤 祐司 ・ Yuji Sato**  
税務全般統括  
Senior Manager  
yuji.sato@pwc.com

**ラウ・ウェン・ワー ・ Lau Weng Wah**  
事業進出／撤退支援  
Senior Manager  
weng.wah.lau@pwc.com

**セリナ・タン ・ Selina Tan**  
間接税、人事／組織支援  
Senior Manager  
selina.tan@pwc.com

**武田 知紀 ・ Tomonori Takeda**  
会計監査  
Senior Manager  
tomonori.takeda@pwc.com

**小川 信介 ・ Shinsuke Ogawa**  
移転価格  
Manager  
shinsuke.o.ogawa@pwc.com

**井上 穰 ・ Jo Inoue**  
会計監査  
Manager  
jo.i.inoue@pwc.com

**古橋 真人 ・ Masato Furuhashi**  
M&A  
Senior Associate  
masato.f.furuhashi@pwc.com

**モハマド・ナウム ・ Mohamad Naim**  
規制対応、アドバイザー  
Senior Associate  
naim.nasir@pwc.com

**イサベル・ヨー ・ Isabelle Yeo**  
規制対応、アドバイザー  
Senior Associate  
isabelle.wx.yeo@pwc.com

**ヨン・レー・イ ・ Yong Le Yi**  
税務全般  
Tax Associate  
le.yi.yong@pwc.com

# Connect with us

## Our Office

### **Kuala Lumpur**

#### **Steve Chia**

steve.chia.siang.hai@pwc.com  
+60(3) 2173 1572

### **Penang & Ipoh**

#### **Kang Gaik Hong**

gaik.hong.kang@pwc.com  
+60(4) 238 9225

### **Nur Diyana Ahmad Fauzi**

nur.diyana.ahmad.fauzi@pwc.com  
+60(4) 238 9230

### **Johor Bahru & Melaka**

#### **Benedict Francis**

benedict.francis@pwc.com  
+60(7) 218 6000

### **Kuching**

#### **Lee Yuien Siang**

yuien.siang.lee@pwc.com  
+60(8) 252 7202

### **Keegan Ong**

keegan.sk.ong@pwc.com  
+60(3) 2173 1684

### **Labuan**

#### **Jennifer Chang**

jennifer.chang@pwc.com  
+60(3) 2173 1828

## Corporate Tax Compliance & Advisory

### **Consumer & Industrial Product Services**

#### **Margaret Lee**

margaret.lee.seet.cheng@pwc.com  
+60(3) 2173 1501

#### **Steve Chia**

steve.chia.siang.hai@pwc.com  
+60(3) 2173 1572

#### **Clifford Yap**

clifford.eng.hong.yap@pwc.com  
+60(3) 2173 1446

#### **Taariq Murad**

taariq.murad@pwc.com  
+60(3) 2173 1580

#### **Hee Sien Yian**

sien.yian.hee@pwc.com  
+60(3) 2173 0222

#### **Cynthia Ng**

cynthia.hh.ng@pwc.com  
+60(3) 2173 1438

#### **Alvin Woo**

alvin.jm.woo@pwc.com  
+60(3) 2173 1820

#### **Emily Yew**

lock.ling.yew@pwc.com  
+60(3) 2173 0363

#### **Lim Yih Shuin**

yih.shuin.lim@pwc.com  
+60(3) 2173 0916

### **Services & Infrastructure**

#### **Lim Phaik Hoon**

phaik.hoon.lim@pwc.com  
+60(3) 2173 1535

### **Emerging Markets**

#### **Fung Mei Lin**

mei.lin.fung@pwc.com  
+60(3) 2173 1505

### **Michelle Chuo**

michelle.sy.chuo@pwc.com  
+60(3) 2173 1289

### **Financial Services**

#### **Jennifer Chang**

jennifer.chang@pwc.com  
+60(3) 2173 1828

#### **Lim Phaik Hoon**

phaik.hoon.lim@pwc.com  
+60(3) 2173 1535

### **Lorraine Yeoh**

lorraine.yeoh@pwc.com  
+60(3) 2173 1499

### **Tan Tien Yee**

tien.yee.tan@pwc.com  
+60(3) 2173 1584

### **Energy, Utilities & Mining**

#### **Technology, Media &**

#### **Telecommunications**

#### **Heather Koo**

heather.khoo@pwc.com  
+60(3) 2173 1636

### **Lavindran Sandragasu**

lavindran.sandragasu@pwc.com  
+60(3) 2173 1494

### **Keegan Ong**

keegan.sk.ong@pwc.com  
+60(3) 2173 1684

### **Ang Wei Liang**

wei.liang.ang@pwc.com  
+60(3) 2173 1597

### **Aurobindo Ponniah**

aurobindo.ponniah@pwc.com  
+60(3) 2173 3771

### **Zarina Othman**

zarina.sheikh.othman@pwc.com  
+60(3) 2173 1615

### **Shalini Sathiveil**

shalini.s.sathiveil@pwc.com  
+60(3) 2173 0343

# Connect with us

## Specialist Services

### Capital Investments & Green Incentives

**Richard Baker**  
richard.baker@pwc.com  
+60(3) 2173 0644

**China Desk**  
**Lorraine Yeoh**  
lorraine.yeoh@pwc.com  
+60(3) 2173 1499

**Corporate Services**  
**Lee Shuk Yee**  
shuk.yee.x.lee@pwc.com  
+60(3) 2173 1626

**Corporate Support Services**  
**Mohd Haizam Abdul Aziz**  
mohd.haizam.abdul.aziz@pwc.com  
+60(3) 2173 5355

**Dispute Resolution**  
**Tai Weng Hoe**  
weng.hoe.tai@pwc.com  
+60(3) 2173 1600

**Chris Tay**  
christopher.h.tay@pwc.com  
+60(3) 2173 1143

**Indirect Tax**  
**Raja Kumaran**  
raja.kumaran@pwc.com  
+60(3) 2173 1701

**Abd Gani Othman**  
abdgani.othman@pwc.com  
+60(3) 2173 1648

**Geeta Balakrishnan**  
geeta.b.balakrishnan@pwc.com  
+60(3) 2173 1652

**Annie Thomas**  
annie.thomas@pwc.com  
+60(3) 2173 3539

**International Tax Services / Mergers and Acquisition**  
**Gan Pei Tze**  
pei.tze.gan@pwc.com  
+60(3) 2173 3297

**Lim Chee Keong**  
chee.keong.lim@pwc.com  
+60(3) 2173 0639

**Lee Boon Siew**  
boon.l.lee@pwc.com  
+60(3) 2173 0932

**Individual Tax**  
**Michelle Chuo**  
michelle.sy.chuo@pwc.com  
+60(3) 2173 1289

**Japanese Business Consulting**  
**Yuichi Sugiyama**  
yuichi.sugiyama@pwc.com  
+60(3) 2173 1191

**Keegan Ong**  
keegan.sk.ong@pwc.com  
+60(3) 2173 1684

**Korea Desk**  
**Keegan Ong**  
keegan.sk.ong@pwc.com  
+60(3) 2173 1684

**New Law**  
**Anushia Soosaipillai**  
anushia.joan.soosaipillai@pwc.com  
+60(3) 2173 1419

**Worldtrade Management Services**  
**Chandrasegaran Perumal**  
chandrasegaran.perumal@pwc.com  
+60(3) 2173 3724

**Tax Reporting & Strategy**  
**Lavindran Sandragasu**  
lavindran.sandragasu@pwc.com  
+60(3) 2173 1494

**Pauline Lum**  
pauline.ml.lum@pwc.com  
+60(3) 2173 1059

**Mohd Haizam Abdul Aziz**  
mohd.haizam.abdul.aziz@pwc.com  
+60(3) 2173 5355

**Tax Technology**  
**Yap Sau Shiung**  
sau.shiung.yap@pwc.com  
+60(3) 2173 1555

**Joey Chong**  
joey.chong@pwc.com  
+60(3) 2173 0092

**Workforce Tax**  
**Kartina Abdul Latif**  
kartina.a.latif@pwc.com  
+60(3) 2173 0153

**Mohammad Iesa Morshidi**  
iesa.morshidi@pwc.com  
+60(3) 2173 3136

**Transfer Pricing**  
**Anushia Soosaipillai**  
anushia.joan.soosaipillai@pwc.com  
+60(3) 2173 1419

**Jagdev Singh**  
jagdev.singh@pwc.com  
+60(3) 2173 1469

**Desmond Goh**  
desmond.goh.keng.hong@pwc.com  
+60(3) 2173 1439

**Lim Ying Tian**  
ying.tian.lim@pwc.com  
+60(3) 2173 0291

**Ong Ai Ling**  
ai.ling.ong@pwc.com  
+60 (3) 2173 0711

**Lilia Edlina Azmi**  
lilia.edlina.azmi@pwc.com  
+60(3) 2173 1498

**Dave Law**  
dave.l.law@pwc.com  
+60(3) 2173 0614



[www.pwc.com/my/tax](http://www.pwc.com/my/tax)

**Tax in Motion** is a newsletter issued by PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. Whilst every care has been taken in compiling this newsletter, we make no representations or warranty (expressed or implied) about the accuracy, suitability, reliability or completeness of the information for any purpose. PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd, its employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of anyone acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it. Recipients should not act upon it without seeking specific professional advice tailored to your circumstances, requirements or needs.

© 2026 PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. All rights reserved.  
"PricewaterhouseCoopers" and/or "PwC" refers to the individual members of the PricewaterhouseCoopers organisation in Malaysia, each of which is a separate and independent legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.